

議案第 53 号 小平市小川駅西口複合施設の指定管理者の指定について 生活者ネットワークとして反対の討論をいたします。

2024 年 12 月定例会で議案第 84 号小平市小川駅西口複合施設条例が、市議会に上程され、委員会審査ののち採決され可決しました。

生活者ネットワークはいくつかの懸念点を示したうえで賛成しましたが、委員会審査を経て、またご提示いただいた資料からは懸念点が払しょくできなかったため、本議案には賛成しかねます。

反対するにあたり以下申し述べます。

1、審査の際の資料によると、「審査項目⑤公の施設の設置の目的又は性質に応じ、市長が必要と認めて定める基準」に対し、応募の 2 団体とも得点が伸びていません。このことから市のビジョンが十分に生かされるような選定ができているとは考えられず、そもそも市のビジョンに応募団体ときちんと共有できていたかについても疑問が残ります。

2、男女共同参画センターについて

関係資料③小平市小川駅西口複合施設指定管理業務仕様書（案）令和 7 年 4 月には、施設職員（業務従事者）と資格要件の項目で、“ひらく“センター長は、「男女共同参画関係法令を熟知し、男女共同参画推進事業を円滑に実施するために必要な知識または経験を有していること」とあります。法令を熟知とはどの程度のことをいうのか、具体的な判断基準にかけています。1 でも述べた応募団体の得点は 50 点満点中 25 点と低かったことから市や市民が求める水準に達しているのか、また、市の事業企画にも関わってきたひらく登録団体との協働の今後についても疑問と不安が残ります。

さらに、男女共同参画センターひらくの業務には「相談に関すること」が記されており、「専門的な相談などは必要な配慮を行い一定程度の情報を聴取したうえで、適切な甲（市）などの相談先を案内する。または本人の同意を得た上で、適切な相談先につなぐ。」とあります。センシティブな相談を受けるために必要な、聞き取る力や寄り添う姿勢が担保できるのかについても疑問です。

3、市民活動支援センターについて

これまでも何度も申し上げておりますが、市民活動が活発なことが、小平市として誇れる大きな特徴と捉えております。市民活動をさらに推進するためには市民主体での支援センター運営が欠かせないと考えます。

市民活動支援センターの主体はあくまでも市民です。顔の見える関係を大切にする運営が必要です。小平市自治基本条例に記されている自治・参加・協働の理念が民間事業者により規制されえてしまうことがないようにしなくてはなりません。

今一度、市として市民協働をもっと大切にする姿勢を示すべきです。

最後に、今回選定された事業者は、つくば市の子育て総合支援センターの指定管理も行っていると審査の中で伺いました。つくば市子育て総合支援センター指定管理者候補者選定検討結果報告書によると選定検討会議委員は 10 名で、市民委員も含まれておりました。本議案の選定委員は 5 名です。今後選定委員の人数を増やし、市民委員も含めて幅広い層からの意見を反映した選定ができるよう検討していただくことを要望いたします。

以上申し述べ生活者ネットワークの反対討論といたします。